

作新学院大学

平成 21 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、作新学院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 28(2016)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

建学の精神と大学の使命・目的は、学則に明確に定められている。これらは、各種の周知活動を通して広く学内外に周知されている。

教育研究組織は、大学の使命・目的に基づき、3 学部 2 研究科を設置し、附属機関も含めて相互に適切な関連性が保たれている。運営会議は、教育研究に関わる最上位の審議決定機関である。かつ、審議機関として全学に全学教授会、各学部で学部教授会、各研究科に研究科委員会などが設置され、十分に機能している。

教育目的が学部・学科と大学院研究科ごとに設定され、学則に定められ、教育課程や教育方法に十分に反映されている。地域に貢献する人材の育成については、特色ある工夫がなされている。

アドミッションポリシーは、大学、各学部・各研究科と入試区分ごとに明確に示され、適切に運用されている。オフィスアワーや学生担任制を導入するとともに初年度教育、成績不良者に対する指導により退学防止効果が出ている。学生への経済的支援は、独自の奨学金制度を中心に、充実している。「キャンパスライフ支援室」などを設置し、学生相談体制の充実を図っている。キャリア教育、インターンシップ、各種の就職対策講座、就職ガイダンスなどを実施し、就職支援を強化し、高い就職率を達成している。

教員数は大学設置基準上の人数を十分に満たし、教員は適切に配置されているが、全学的には若手教員が少ない。教員の採用と昇任についての学内諸規程が整備されている。人事調整会議で方針を決定し、各学部の人事委員会、審査委員会、教授会の議を経て運営会議で承認された後、学長を通じて理事長が任命する統一プロセスで実施されている。「FD・SD 委員会」を設置し、各種活動を通じて授業改善の取り組みが行われている。

就業規則に示されている教職員の基本的心得に沿った人材を求め、養成することが職員の採用・昇任の基本方針となっている。職員の採用・昇任・異動の規程が定められ、かつ、適切に運用されている。職員の資質・能力の向上のために、研修規程に基づき、各種の研修会を実施するとともに目標管理制度を導入している。

法人の管理運営については、理事会が法人の意思決定を行い、ほかに常勤理事で構成される常勤理事会を設置し、理事会の授権を受けた事項について、迅速な意思決定をしてい

る。理事会に学長と大学事務局長が理事として参画し、管理・教学両部門の連携を図っている。大学評価委員会の下に設置された「大学評価ワーキンググループ」が提起した改善・向上方策については、運営会議で決定された後に、具体化する PDCA サイクルが構築され、機能している。

大学の入学定員未充足により、法人全体・大学とも消費収支差額の支払超過が続いているので、収支バランスの速やかな均衡は喫緊の課題である。平成 21(2009)年度より第 3 次財政再建計画に取組み、まずは帰属収支の均衡を図っている。更に、学生の満足度を高める学部再編(平成 22(2010)年度開設予定)や教育改革を推進している。会計処理は適切に、会計監査は適正に行われている。財務情報は、学内情報誌「一校一家」に公表している。科学研究費補助金などの外部資金の導入が少ないので、増加に努めていく必要がある。

校地、校舎、そのほかの施設の面積は、大学設置基準を十分に満たし、これらの施設の維持が適切に行われている。すべての建物は耐震性に問題がなく、安全性も確保され、バリアフリー化はほぼ完了している。快適でアメニティに配慮した環境が整備されている。

専任教員を外部の委員会などに派遣している。図書館の一般開放、体育館やグラウンドなどを貸出している。「作新こころの相談クリニック」は、教育や研究とともに社会貢献活動として相談事業を行っている。また、「地域連携支援センター」を開設し、地域との連携、協働事業、各大学など相互の交流を促進している。「単位互換に関する包括協定書」を取交わし、単位互換を実施している。このように大学は地域の振興を支援し、地域は学生・教員に教育・研究の場を提供するという相互の関係が成立っている。

社会的機関として必要な組織倫理規程が制定され、かつ、適切に運営がなされている。学内外に対する危機管理の体制が整備されている。教員の教育・研究活動については、紀要などによって、その成果を学内外に公開している。

総じて、地方にある大学として、建学の精神「作新民」に基づいた地域社会へ積極的に貢献する取組みは、地域の振興に寄与し、地域からは学生・教員の教育・研究の場が提供され、大学の発展につながり、多くの優れた点を指摘することができる。一部改善を要する点は見受けられるが、その改善策に取組むとともに、参考意見などを踏まえて大学全体の更なる向上を図り、喫緊の課題である入学定員割れとそれに伴う消費収支差額の支払超過を是正することを期待したい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神である「作新民」から導かれた「自学自習、自主・自律の精神」を持ち、地域社会へ積極的に貢献する人材の育成を基本理念とし、「理論を教えるだけでなく、実践を教える」ことを教育目標にしている。そして、理論と実践を通じて実証の精神を養い、実

学を重視することを教育研究の目的としている。

建学の精神と大学の使命・目的は、年頭教職員会議、FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)活動の一環として実施するシンポジウム、講演会、研修会などにおいても取上げるとともに、職員全体職場研修などにおいても教職員への周知徹底を図っている。また、学生に対しては、履修オリエンテーション時に説明し、「CAMPUS LIFE」(学生便覧)に明記している。更に、学校案内、学生募集要項、ホームページに掲載し、学内外への周知に努めている。

将来計画として掲げられている「帰属意識・愛校心を高める全学的な宣伝活動」の実現に期待する。

【優れた点】

- ・大学の理念・目標を実現するために、教育重視の大学としての明確な教育目標を設定している。特に、「地域に積極的に貢献する人材の育成」を掲げて、「地域とともに歩み実践を学ぶ」という全学部に通じている実践教育は、特色があり高く評価する。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

教育研究の基本組織は、3 学部 3 学科、大学院 2 研究科からなり、建学の精神に基づく「地域社会へ積極的に貢献する人材を育成する」との教育目的に沿って運営されている。あわせて、教育研究活動の支援と地域社会への貢献をサポートする特色ある附属機関を設置し、それぞれが相互に適切に連携されている。

教養教育の科目運営は、基本的には各学部の教務委員会が担っており、教養部的な組織は存在しない。学部をまたぐ案件については、全学の教務委員会で審議し、運営会議で決定されている。この方法を一步進めて、全学の教養教育課程(全学共通科目)を開設することが確定している。更に、「大学教育センター」を平成 21(2009)年度中に設置し、大学の教養教育を統括する予定があるなど、教養教育課程改革の努力が進められている。

教育研究に関わる学内意思決定機関の組織については、審議決定機関としての運営会議、審議機関としての全学教授会、学部教授会、研究科委員会、各種専門委員会が設置されており、それぞれが十分に機能している。各種専門委員会は、全学的な委員会と学部ごとの委員会で構成され、それぞれ全学的と学部内の合意形成の場として機能し、迅速な意思決定に役立っている。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神「作新民」に基づき、「学問を教えるだけでなく、実践を教える」ことが重視され、地域社会の要請に積極的に応えた教育目的が各学部・研究科に設定されている。

各学部・研究科は、必修科目を減らした柔軟性を有したカリキュラムを採用し、実践的な科目を多く配置している。また、基礎科目と専門科目との連続性も重視し、体系的に整備された教育課程を実現している。

教育課程の編成方針は明確に定められ、科目群の構成やコース制などの科目編成は、各学部の独自性が十分に尊重されており、適切である。各学部ともに1年次からの履修科目として人間形成のための教養や専門分野の基礎となる科目群が配置されており、その上に専門分野の科目群を配置している。授業内容も編成方針に即したものになっている。

「大学コンソーシアムとちぎ」（栃木県19大学などで組織）に加盟して単位互換制度を導入し、大学と地域社会連携による「キャップストーン・コース」、現代GP（現代的教育ニーズ取組支援プログラム）を取得したワークショップ型のまちづくりの取組みなどによる体験学習の科目が設置され、「地域に積極的に貢献する人材の育成」という目的を達成する努力がなされている。

教育目的の達成状況については、学務システムがオンライン化されており、単位修得データに基づき個別面談を行うなど、きめ細かい指導が行われている。また、学生による授業評価アンケートは各学期末に実施されており、それらを踏まえた上で授業改善・教育力の向上に取り組んでいる。

【改善を要する点】

- ・大学院のシラバスは、授業計画と成績評価基準を記載する欄がないので改善が必要である。

【参考意見】

- ・各学部とも、履修単位数の上限が50単位以上に設定されているので、その適切性についての検討が望まれる。
- ・学部のシラバスの一部に、授業計画が記載されていないものがあるので配慮されたい。

基準4. 学生

【判定】

基準4を満たしている。

【判定理由】

大学のアドミッションポリシーに基づき、各学部・研究科、入試区分ごとに、それぞれのアドミッションポリシーが明示されており、それに沿った入学者選抜が適切に運用されている。

学習支援体制は、きめ細かく多角的に実施されている。少人数制の学生担任制を導入し、初年度教育、成績不良者に対する個別指導などを行い、その効果で過去数年にわたり退学

者が減少している。また、全学的なオフィスアワー制度を実施し、「キャンパスライフ支援室」など、各種組織が設置されている。

学生サービスでは、学生の状況に応じた経済的支援が手厚く実施されており、留学生やシニア学生へは学費減額・免除による奨学金制度の充実が図られている。また、大学の立地条件などを考慮してスクールバスを運用し、アクセスの向上を図っている。

就職支援体制は、低学年からの職業指導に始まり、個人別の相談や面接を重視した対応がなされている。就職率は高く、入学から卒業までのキャリア教育は十分功を奏していると評価できる。

【優れた点】

- ・初年度教育の徹底、成績不良者に対する個別指導などにより、退学防止に効果を上げ、保護者との連携を密にして学習支援体制の強化を図っていることは評価できる。

【改善を要する点】

- ・大幅な定員未充足が続いていた総合政策学部は、平成 22(2010)年度より経営学部への再編・統合が予定されているが、今後は学生募集について、全学的な体制と規模でのなお一層の努力と改善が必要である。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

教員数は専任教員数・教授数共に、大学設置基準を上回っているが、年齢構成では大学全体として 50 歳代以上が半数以上と多く、若手教員数が少ない。

教員の採用と昇任は、学内諸規程が整備され、全学的な機関である人事調整会議による方針に基づき、各学部の人事委員会で原案を策定し、審査委員会で審査されている。審査結果は、各学部教授会の議を経て運営会議で承認された後、学長を通じて理事長に上申され任命されるという、全学統一された明確なプロセスが整備されている。

FD(Faculty Development)などに関しては、「FD・SD 委員会」が平成 19(2007)年度に設置され、学内シンポジウムや学内研修会が開催されている。また、委員会では各種アンケート調査などを実施し、教員の授業改善に結びつけるなどの努力がなされている。

教員の教育研究活動を支援する TA(Teaching Assistant)制度や RA(Research Assistant)制度は現在ないが、情報センターでは、学部学生と大学院学生により構成される SA(Student Assistant)が、機器の管理補助やパソコン自習学生のトラブル対応などを行うため活用されている。

【参考意見】

- ・専任教員の年齢構成について偏りがあるので、バランスに配慮が望まれる。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

職員の基本的心得は就業規則に明記され、必要な人材を求め、かつ、育成するために、組織は専任職員を中心に編成されている。採用・昇任・異動に関する規程を完備し、人事考課制度、目標管理制度を活用し、自己申告制度も適切に運営されている。

課長会が、大学の経営方針や運営方針を各部署の職員に周知する組織となって機能している。

職員の研修、目標管理、OJT と、個人の資質向上のための研修活動はさまざまな形で行われ、多数の職員が参加している。今後は組織的な SD(Staff Development)活動の成果が期待される。

大学の教育研究支援のために、各課が有効なシステムを構築し、教育支援、研究支援、就職支援を遂行している。特に、図書館と情報センターの機能を強化し、「キャンパスライフ支援室」などを設けて、学生サービスの向上を図っている。

【優れた点】

- ・ 職員の組織編制、採用・昇任に関する規程と手続きが明確に定められており、組織・個人の目標が PDCA サイクル手法により管理されていることは高く評価できる。
- ・ 「地域連携支援センター」が、現代 GP（現代的教育ニーズ取組支援プログラム）、大学連携、地域連携、官学間連携に関する教育研究の窓口として、大学の特色ある活動を支援していることは評価できる。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

大学の目的を達成するために、設置者である法人の管理運営は、「学校法人船田教育会寄附行為」に基づいて、理事会、常勤理事会、評議員会が適切に機能している。大学の管理運営は、大学の運営全般を審議・決定する機関としての運営会議の見直しを図り、新たに全学教授会を設置するなど、学内主要機関の権限・機能・根拠を明確にし、機能強化を図っている。

管理部門と教学部門の連携については、理事会に学長と大学事務局長が理事として経営に参画し、教学側の意向が十分反映できる体制をとっている。一方、大学の運営会議には、常務理事と理事の法人事務局長が出席し、調整機関として有効に機能しており、管理・教学両部門の連携は適切に保たれている。

自己点検・評価については、運営会議直属の機関として、大学評価委員会を配置し、更に専門委員会としてワーキンググループを設置、評価基準ごとに PDCA サイクルに基づく仕組みを構築している。また、「FD・SD 委員会」を設置し、大学評価委員会との両輪による取組みを展開している。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

大学の消費収支バランスの均衡は喫緊の課題であり、平成 21(2009)年度から始まる第 3 次財政再建計画において 3 年間で独立採算を目標とした積極的な経営改善策を策定し、理事長を先頭に強力に推進する覚悟を示している。

収入面では、大学の学生満足度を高める学部再編などの教育改革に取組み、学生の積極的な確保に努め、学生生徒等納付金収入の安定を図り、経常費補助金収入、寄附金収入、事業収入の増加に努め、外部資金の導入を積極的に進めている。支出面では、人件費比率と人件費依存率は、非常に高くなっているが、早期退職制度の活用による人件費節減や、そのほかの支出圧縮策などで収支バランスの速やかな均衡を目指している。

財務情報は、情報誌「一校一家」によって教職員に向けての公開をしてきたが、今年度からはホームページ による公開を開始するなどの努力をしている。

平成 18(2006)年に現代 GP（現代的教育ニーズ取組支援プログラム）が認められるなど外部資金の導入に努め、更に、株式会社を設立し寄付金増加策の一助とするなどの努力がなされている。

【改善を要する点】

- ・大学の消費収支差額が支出超過となっているので、大学の収支バランスの速やかな均衡を達成できるよう改善を要する。
- ・人件費比率が全国平均に比べて非常に高く、更に上昇傾向にあるので、改善を要する。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

教育研究目的を達成するため必要な大学の校地・校舎の面積は、大学設置基準を十分に満たしている。そのほかの施設設備に関しても、図書館、体育設備、情報サービス施設、心理相談室「作新こころの相談クリニック」、多目的ホール、学生食堂、喫茶ラウンジなど充実しており、学内すべての施設内でインターネット利用、無線 LAN のインフラが整備

されている。

施設設備の安全性の確保については、建物はすべて平成元(1989)年以降に建設されており、耐震性には問題ない。障害者への対応も、平成 19(2007)年度より車いす用のスロープ、身障者用トイレの設置など、計画的にバリアフリー化を進めている。学内の警備については、警備員の常駐と機械警備により、安全確保に努めている。

アメニティに配慮した教育研究環境については、校舎に水とガラスをモチーフにした斬新なデザインを採入れるなど、全体的に開放感のある快適なキャンパスが整備されている。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

国と自治体の各種委員会や会議の委員として、また、研究会・講演会などに積極的に専任教員を派遣している。図書館など大学の施設設備の多面的な開放にも積極的に取り組んでいる。大学院心理学研究科では「作新こころの相談クリニック」が開設され、教育・研究とともに地域社会への貢献活動の一環として相談事業が行われている。

社会との連携活動は、積極的に推進されており、「地域連携支援センター」が設けられ、大学の豊かな人材を生かし、大学の立地条件を十分に活用して教育研究の活性化が図られている。また、栃木県内 19 大学と密接につながっている「大学コンソーシアムとちぎ」では中心的な役割を担い、地元他大学関係者や産学官との連携事業など、盛んに交流が行われている。

「地域と共に歩み実践を学ぶ」を基盤とした現代 GP（現代的教育ニーズ取組支援プログラム）の取組みが「地域連携支援センター」として結実し、大学は地域の振興を支援し、地域は学生・教員に研究・教育の場を提供するという相互の協力関係が成立している。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

大学の社会的機関としての組織倫理については、平成 20(2008)年度にコンプライアンス規程、公益通報者保護規程、教職員懲戒規程を制定した。必要な組織倫理を充実させ、これに沿った教育活動を求めており、これを基礎とした、コンプライアンス、教職員・学生の個人情報保護、人権擁護を目的に、権利の尊重と学校法人の財産の適正な管理が図られている。

危機管理体制については、「清原地域防犯ネットワーク」に参画するなど、学内外に危機管理体制が整備されている。平成 20(2008)年度に新たな危機管理体制が整備されたことに

に伴い、更に適切に機能している。

教育研究の成果の公表・広報活動の体制については、各種紀要、「大学コンソーシアムとちぎ」が編集・発行する、とちぎ大学連携支援新聞「とちぎキャンパスネット」、大学の「地域連携支援センター」が創刊した「コラボとちぎ」などにより、適切に学内外に公表する体制が整備されている。

